

関西国際空港 / 大阪国際空港 における小型無人機等の飛行に関する通報書（公務以外用）

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定により
 通報します。

関西エアポート株式会社 殿

操縦者
 氏名

小型無人機等の 飛行を行う日時	年 月 日	飛行開始時刻 飛行終了時刻	時 分 時 分
小型無人機等の 飛行を行う目的			
小型無人機等の 飛行に係る区域			
航空局より発行された 許可番号			
操縦者	氏名 : 生年月日 : 年 月 日 住所 : 電話番号 :		
操縦者の勤務先	名称 : 所在地 : 電話番号 :		
同意をした対象空港管理者 又は土地の所有者若しくは 占有者	氏名 : 住所 : 電話番号 :		
機器の種類			
機器の特徴	製造者 : 名称 : 製造番号 : 登録記号 : 色 : 大きさ : 積載物 : その他の特徴 :		

<p style="text-align: center;">外観</p>	<p style="text-align: center;">(写真)</p>
<p style="text-align: center;">備考</p>	

備考

- 1 操縦者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 3 操縦者欄には、法第10条第2項第1号又は第2号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 4 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 同意をした対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。
- 6 同意をした対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 7 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第2条各号に掲げる機器のいずれかに該当するかを記載すること。
- 8 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 9 登録記号欄には、航空法第132条の4第3項の規定により小型無人機等の飛行に係る機器の登録記号が通知されている場合にのみ、当該登録記号を記載すること。
- 10 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。